

海 幕 施 第 4 8 号
令和 5 年 3 月 2 2 日

各 部 隊 の 長
各 機 関 の 長 殿

海 上 幕 僚 長
(公印省略)

港用品の維持管理要領について（通達）

標記について、別冊のとおり定める。

なお、浮標及び浮さん橋の整備等の実施要領について（通達）（海幕管第 4 1 9
7 号。4 2．9．4）は廃止する。

添付書類：別 冊

写送付先：部内全般

文書管理者：海幕施設課長 一元的な管理に責任を有する者： 取得年月日：

作成年月日：2023.3.14 保存期間：3 0 年 保存期間の満了する日：2053.3.31

本紙を含め：1 枚 1 冊 配布先：

港用品の維持管理要領

海上幕僚監部

文書管理者：海幕施設課長 一元的な管理に責任を有する者： 取得年月日：

作成年月日：2023.3.14 保存期間：30年 保存期間の満了する日：2053.3.31

本紙を含め：11枚 配布先：

目 次

1	目 的	1
2	適用範囲	1
3	定 義	1
4	設置等の手続	1
5	維 持	2
6	記録簿等の備え付け	2
7	港用品取扱主務者の指定	3
8	港用品取扱主務者の職務	3
9	点検診断の特例	3
10	委任規定	3
11	経過措置	4

港用品の維持管理要領

1 目 的

この維持管理要領は、海上自衛隊が管理する浮標、浮さん橋、航路標識及びその構成部品（以下「港用品」という。）の設置、維持について必要な事項を定めることを目的とする。

2 適用範囲

港用品の設置、維持については、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。）、港則法（昭和 23 年法律第 174 号）、航路標識法（昭和 24 年法律第 99 号）、国有財産法施行令（昭和 23 年政令第 246 号）、国有財産法施行細則（昭和 23 年大蔵省令第 92 号）、防衛省所管国有財産取扱規則（平成 18 年防衛庁訓令第 118 号）、防衛省所管国有財産（船舶等）の取扱いに関する訓令（昭和 52 年防衛庁訓令第 28 号）、飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和 33 年防衛庁訓令第 105 号）、海上自衛隊における国有財産（船舶等）の取扱いに関する達（昭和 58 年海上自衛隊達第 43 号。以下「船舶等達」という。）によるほか、この維持管理要領による。

3 定 義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局長 船舶等達第 2 条に規定する部局の長をいう。
- (2) 供用部隊等の長 部局長から港用品の供用を受けた部隊の長及び機関の長をいう。
- (3) 維持工事等 港用品を良好な状態に維持するために行う工事をいい、被害の復旧を目的とする工事を含む。

4 設置等の手続

- (1) 部局長は、港用品を設置し（移設含む。）、又は撤去しようとするときは、あらかじめその理由及び当該工事の概要を付して海上幕僚長の承認を受けなければならない。ただし、数量の増減が伴わない老朽更新の場合は、この限りでない。

- (2) 部局長は、前項の承認を受けたときは、遅滞なく法、港則法及び航路標識法の定めるところにより所要の手続をとらなければならない。ただし、設置等の工事を供用部隊等の長が実施する場合及び維持工事等で手続が必要な場合は、当該手続きを供用部隊等の長に実施させることができる。

なお、設置等の工事及び維持工事等を地方防衛局長又は地方防衛支局長（以下「地方防衛局長等」という。）が実施する場合は、当該地方防衛局長等との協議による。

5 維 持

- (1) 供用部隊等の長は、港用品が法第56条の2の2に適合するよう維持しなければならない。
- (2) 維持にあたっては、使用目的、使用状況、自然状況その他の諸条件、構造特性、材料特性等を勘案するとともに、損傷、劣化その他の変状についての点検及び診断並びにその結果に基づく総合的な評価を適切に行った上で、必要な維持工事等を適切に行うものとする。
- (3) 供用部隊等の長は、前号の結果、港用品を維持、運用する上で著しく不備な点又は改善すべき事項（以下「異状」という。）を発見したときは、速やかに当該港用品の使用を禁止するとともに、その旨を部局長に報告しなければならない。使用禁止を解除したときも同様とする。
- (4) 供用部隊等の長は、潜水を伴う点検及び維持工事等が供用部隊等においてできない程度のものであるときは、その旨を部局長に報告しなければならない。
- (5) 部局長は、潜水を伴う点検及び維持工事等が部局においてできない程度のものであるときは、船舶等達第3条の規定に基づき、海上幕僚監部防衛部長と調整を行うものとする。

6 記録簿等の備え付け

- (1) 供用部隊等の長は、次に掲げる記録簿等を備え付けなければならない。
- ア 浮標・航路標識記録簿（別紙様式第1）
 - イ 浮さん橋記録簿（別紙様式第2）
 - ウ 港用品構成部品点検診断台帳（別紙様式第3）
 - エ 港用品配置図（別紙様式第4）
 - オ 港用品構成図（別紙様式第5）
- (2) 前号に掲げる記録簿等は、第5項第2号の点検及び診断の結果、維持工事等の履歴、その他港用品の取扱上必要な事項を記載するとともに、異動又は変更があったときは、速やかに当該事項を訂正しなければならない。

7 港用品取扱主務者の指定

供用部隊等の長は、港用品の取扱いに関し、港用品取扱主務者を指定しなければならない。

8 港用品取扱主務者の職務

港用品取扱主務者は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 国土交通省港湾局制定の「港湾の施設の点検診断ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を準用して、各種類の点検診断を行うものとする。

なお、その実施時期及び頻度は、次に掲げる周期以内に設置場所の地域特性及び工事履歴等を踏まえて、部局長が定めるものとする。

ア 初回点検診断

設置（移設含む。）又は交換の直後

イ 日常点検

巡回にあわせて行う等、供用部隊等の長所定

ウ 一般定期点検診断

3年以内ごとに1回

エ 詳細定期点検診断

10年以内ごとに1回

オ 臨時点検診断

ガイドラインのとおり。

- (2) 港用品に異状が発見されたときは、速やかに維持工事等をするとともに、供用部隊等の長に報告すること。維持工事等ができないときも同様とする。
- (3) 第6項第1号に掲げる記録簿等に記載し、これを保存すること。

9 点検診断の特例

供用部隊等の長は、次に掲げる事項に該当する場合は、当該各号に定めるところにより点検診断を行うことができる。

- (1) 構造規格、要求性能、供用期間等の定めがある港用品にあつては、当該構造規格等の定めるところによる。
- (2) 潮差が著しい場所若しくは潮流が激しい場所、又は砂層若しくは砂利層に設置された港用品については、劣化予測等に応じて点検診断の頻度を短縮することができる。

10 委任規定

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、部局長又は供用部隊等

の長が別に定めるものとする。

11 経過措置

浮標及び浮さん橋の整備等の実施要領について（通達）（海幕管第4197号。42.9.4）の廃止に伴う経過措置は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 現に存する廃止前の様式による用紙は、当分の間、これを修正したうえで使用することができる。
- (2) 第8項第1号の定期点検診断の始期は、設置（移設含む。）若しくは交換の日、又は廃止前の定期検査の日とする。

浮 標 ・ 航 路 標 識 記 録 簿

港 名		名 称		製造所名		製造年月		設置年月	
	ブ イ	ハーブシャックル	スイベルピース	主 鎖	枝 鎖	シャックル	アンカー	シンカー	
材 質									
形 状									
呼び径又は寸法									
重 量									
長 さ									
数 量									
板 厚									
修 理 履 歴									

浮　　さん　橋　記　録　簿

港　　名		名　　称		製造所名		製造年月		設置年月	
	浮　　函		渡　　橋		主　鎖	枝　鎖	シャックル	アンカー	シンカー
材　　質									
形　　状									
呼び径又は寸法									
重　　量									
長　　さ									
数　　量									
板　　厚									
吃　　水									
満　載　荷　重									
修　理　履　歴									

港用品構成部品点検診断台帳

チェーン及びシャックル等

[illegible]

港 用 品 構 成 図

	〔記号〕 Ω ハープシャックル ▲ ジョイニングシャックル △ アンカーシャックル —+ アンカー ---- チェーン ○ シンカー —+ スイベルピース 〔備考〕 設置位置の座標等を記載 (配置図との整合をとる。)
--	--